

三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務

公募型プロポーザル審査基準

令和3年6月

三豊市

1 審査基準の位置づけ

本審査基準は、三豊市が発注する三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務の契約相手方を決定するにあたり実施する公募型プロポーザルにおいて、最も適した提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、応募を希望する者に交付する「三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）と一体のものである。審査基準で使用する用語の定義については、実施要領に準ずるものとする。

2 最優秀提案者等の選定方法

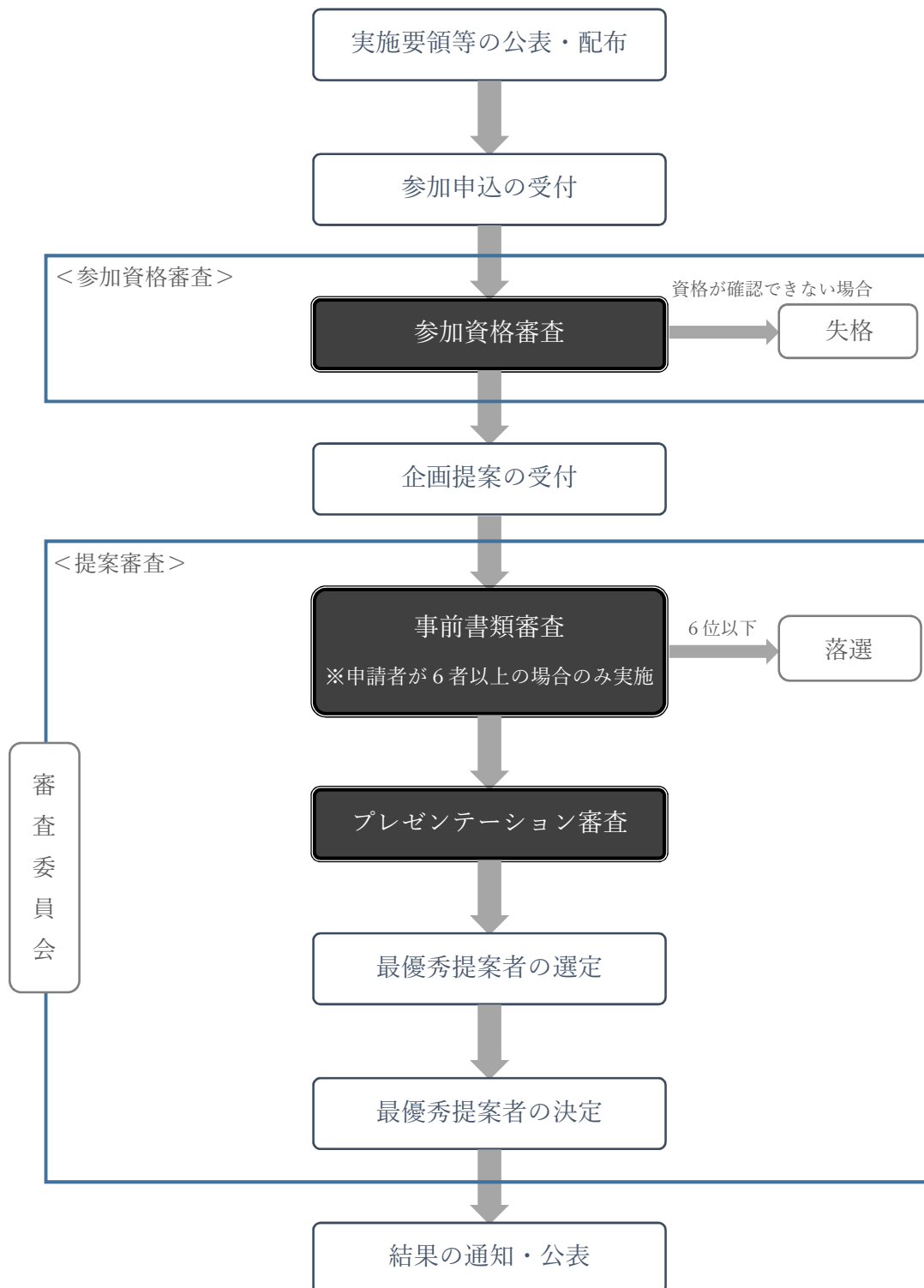
業務の受託者には、専門的知識や技術が求められる。したがって、最優秀提案者の選定にあたっては、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を評価するものとする。

3 審査委員会

最優秀提案者等を選定するにあたり、「三豊市プロポーザル審査委員会設置条例」（平成24年条例第30号）に準じ、「三豊市コミュニティバス・ロケーションシステム導入業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、各申請者の提出書類及びプレゼンテーションによる提案内容の評価し、最も優れた提案を行った申請者を最優秀提案者として選定する。なお、提案審査の申請者が1者のみの場合であっても、審査委員会により本審査基準に基づく一連の審査を行い、最優秀提案者の選定を行う。

4 審査等の流れ

審査等の流れは、図1のとおりとする。



【図1 最優秀提案者の決定の手順】

5 参加資格審査

申請者から提出されたプロポーザル参加申込に関する書類により、実施要領に示す申請者の備えるべき参加資格を満たしていることを確認するものである。なお、資格不備の場合は失格とし、提案審査への参加を認めない。

6 提案審査

公募型プロポーザル方式により、本業務における最優秀提案者を選定することから、申請者の提案内容等を提出書類及びプレゼンテーションにより、審査するものである。

(1) 審査概要

審査委員は、提出書類及びプレゼンテーションによる申請者の提案について、提案内容審査項目（以下、「審査項目」という。）毎に得点を付与する。なお、申請者に対して提案内容を確認するための質疑応答を行うことがある。参加資格審査を通過した申請者が6者以上の場合は、事前書類審査を行い、上位5者に対して、プレゼンテーション審査を行う。ただし、申請者が5者以内の場合は、申請者全てを対象にプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査項目及び評価の視点

審査委員は、表1に示す審査項目及び評価の視点に基づいて各提案の採点を行う。また、事前書類審査を行う場合の審査項目及び評価の視点は、表2のとおりとする。提案において、審査項目及び評価の視点以外の提案がなされた場合、審査委員がその提案を評価すべきと認めたときには、評価対象とする。

(3) 得点

プレゼンテーション審査に係る得点は、審査委員1名につき100点満点とし、審査項目毎の配点については表1のとおりとする。事前書類審査に係る得点は、審査委員1名につき70点満点とし、審査項目毎の配点については表2のとおりとする。

7 最優秀提案者等の選定

最優秀提案者の選定については、各審査委員の得点を合計し順位を決定する。

表1 審査項目及び評価の視点（プレゼンテーション審査）

審査項目	評価の視点	配点	
事業の理解度	本業務の目的を十分に理解し、明確に示されているか。	5	
現状の把握	本市コミュニティバスの特性や状況を十分に理解しているか。	5	
事業の実績	類似業務の実績があり、評価できる成果を有するか。	5	
業務実施体制	業務の実施にあたり、遂行能力を有する人員を揃え、かつ本市との連携体制が十分に確保されているか。	5	
提案内容の 充実度	利用者にとって利便性の高いものであるか。 （操作性、画面の構成、見やすさ、多言語対応等）	20	60
	運行事業者、乗務員にとって利便性の高いものであるか。 （操作性、乗務員と事務所との連携等）	20	
	運行管理者（市）にとって利便性の高いものであるか。 （操作性、導入後のサポート体制、他のサービスとの連携・拡張性等）	20	
提案の 有効性・実現性	本市の特性を踏まえた提案内容で、システムの更新やランニングコスト等の観点も含め、効果的かつ実現性の高いものであるか。	10	
価格	価格評価は、最低価格提示者を基準（10点満点）として、以下の計算式により、得点を算出する。 ・ 1 位（最低価格提示者）…10 点 ・ 2 位以下…（1 位の見積額／当該事業者見積額）×10 点 ※小数点第 1 位切り捨て	10	
計		100	

表 2 審査項目及び評価の視点（事前書類審査）

審査項目	評価の視点	配点
事業の理解度	本業務の目的を十分に理解し、明確に示されているか。	5
事業の実績	類似業務の実績があり、評価できる成果を有するか。	10
	本業務に活かすことのできる知識やノウハウ、経験等を有しているか。	
業務実施体制	業務の実施にあたり、遂行能力を有する人員を揃え、かつ本市との連携体制が十分に確保されているか。	15
	業務を実施するための具体的かつ現実的な工程計画が提案されているか。	
企画提案書	企画提案書の内容が分かりやすくまとめられているか。また、効果的な構成となっており、提案内容に独自性や新たな工夫があるか。	20
提案の有効性・実現性	本市の特性を踏まえた提案内容で、システムの更新やランニングコスト等の観点も含め、効果的かつ実現性の高いものであるか。	10
価格	価格評価は、最低価格提示者を基準（10 点満点）として、以下の計算式により、得点を算出する。 ・ 1 位（最低価格提示者）…10 点 ・ 2 位以下…（1 位の見積額／当該事業者見積額）× 10 点 ※小数点第 1 位切り捨て	10
計		70